

災害により発生したごみの出し方 旧志賀中グラウンド仮置場のご案内

地震により家庭等で使えなくなった家財等に限り仮置場へ持ち込めます。

- 仮置場で受け入れるごみは、災害により家庭で発生した以下のごみです。
- ① 可燃粗大ごみ(プラスチック家具・木製家具)
 - ② 木くず
 - ③ 可燃粗大ごみ(畳・布団・じゅうたん)
 - ④ ガラス・陶磁器くず
 - ⑤ 壁材スレート
 - ⑥ 瓦
 - ⑦ コンクリート
 - ⑧ 金属くず
 - ⑨ 小型家電
 - ⑩ 家電リサイクル

下ろす順番 ① ↓ ⑩
 ご家庭等で車に
 積み込む順番 ⑩ ↓ ①

■持ち込みできないごみ

- 可燃ごみ
- 資源ごみ

(容器包装プラスチック、空缶、びん、ペットボトル等)

上記2つは、通常のごみ収集日にごみステーションへ出してください。

- 志賀町以外で発生したごみ
- 産業廃棄物
- 危険なもの等

消火器・ガスボンベ、灯油、農薬、タイヤ、魚網、ロープ等

開設場所：旧志賀中グラウンド

(羽咋郡志賀町堀松6-8-2)

開設期間：1月29日(月)～

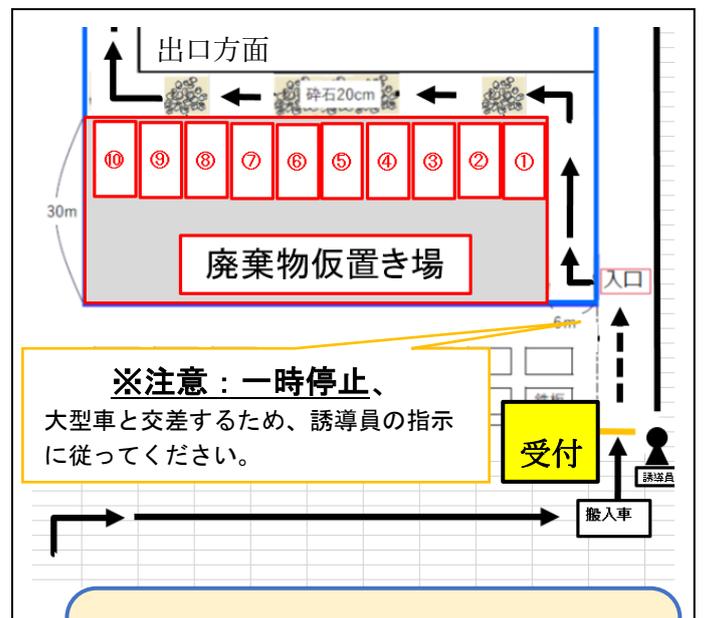
開設時間：9:00～16:00

※12:00-13:00 昼休憩のため休止

- 仮置場では誘導員に従って、決められた場所に下ろしてください。
- 受付で「災害ごみ持ち込み届出書」を記入していただきます。
- 搬入は2tダンプまでの車両をお願いします。
- 天候や受入能力により受付を中止する場合があります。中止の際はホームページや志賀町の公式LINE等でお知らせします。

注意事項

- 上記の区分ごとに分別してください。
- 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- 冷蔵庫は中に入っている食品等をすべて出してください。
- ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ストーブ、ファンヒーター等の灯油は、必ず空にしておいてください。



受付まで進んでいただき説明を受けてください。

お問い合わせ先：志賀町役場 環境安全課 TEL 0767-32-9321

廃棄物分別	代表例	注意事項
①可燃粗大ごみ (プラスチック家具等)	衣装ケース、プラ製タンス・椅子等	中身が入っていないか確認
②木くず	建材、木製家具	抜根は受入れ不可
③可燃粗大ごみ (畳・布団・じゅうたん)	畳、むしろ、布団、 じゅうたん	
④ガラス・陶磁器くず	割れた茶碗・食器等	調味料の入れ物は空にする
⑤壁材スレート	石膏ボード、ケイカル板等	
⑥瓦	焼瓦、陶器瓦	土や砂を混ぜない
⑦コンクリート	コンクリート瓦、 ブロック塀等	リサイクルするので焼瓦や陶器瓦、 その他混載物を混ぜないようにする
⑧金属くず	自転車、傘、なべ等	主に金属が 50%以上 消火器や一斗缶(中身入り)は持ち込めない
⑨小型家電	電子レンジ、電気ポット、 掃除機、炊飯器等	基本的にコンセントが付いているもの(家電リサイクル以外)
⑩家電リサイクル	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・乾燥機、テレビ	冷蔵庫の中身は空にする(生ごみ等は 持ち込み厳禁)

<仮置場搬入ルート>

①旧堀松保育園手前の
交差点を左折

②約 200m 先を右折
(看板あり)

③舗装部分を走行し、
受付まで来てください。

(仮置場内)
誘導員の指示に従い、
下ろしてください。

④仮置場出口を右折し、国
道 294 号へ(出口専用)

